

第4期雲南市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 平成24年6月19日(火) 13:30~15:10

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(32名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	7番 片寄健治	8番 竹下房子	9番 高島幹雄
10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典	14番 杉山正美
15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求	18番 嘉本輝雄
19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子	23番 白築 剛
24番 青木征温	25番 名原玲子	26番 小田久義	27番 藤原修至
28番 高田 耕	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博	31番 石橋義明
33番 周藤寛洲	35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸

4. 欠席委員(5名) 6番 日野一夫 13番 高橋敬二 22番 藤原克巳
32番 武田京子 34番 橋本 博

遅刻届 (1名) 35番 陶山直利

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第72号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第73号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について
- ・議第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第75号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今から平成24年第12回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は31名であります。欠席委員は6番日野委員、13番高橋委員、22番藤原委員、32番武田委員、34番橋本委員から欠席届が出ております。また、35番陶山委員から遅刻届が出ています。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、23番白築剛委員、24番青木征温委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理の届出書の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等変換通知（使用貸借解約）の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第72号雲南市都市計画審議会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第72号雲南市都市計画審議会委員の選出について」であります。</p> <p>委員の選出について、建設部から学識経験者としての1名の選出依頼がありました。任期は平成24年7月9日から平成26年7月8日までの2か年です。これまで会長が委員として選出されていますので、雲南市都市計画審議会委員には会長を選出することをご提案申し上げます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がございましたが、市の都市計画審議会委員に会長を選出することの提案について、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第72号雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、会長板持庸を選出することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第72号雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、会長板持庸を選出することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、「議第73号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。「議第73号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」であります。</p> <p>委員の選出について、建設部から4名の選出依頼がありました。任期は平成24年7月1日から平成26年6月30日までの2か年です。都市計画区域が設定してあります4町、大東町、木次町、加茂町、三刀屋町より各1名の選出をお願いします。現在の委員の任期は、改選時の平成23年7月20日から平成24年6月30日までです。現在は、大東町が狩野幹美委員、加茂町が青木征温委員、木次町が橋本博委員、三刀屋町が白築美雄委員にお出かけいただいております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がございましたが、先般運営委員会が開催され市の都市計画推進委員会委員の選出についても協議されました。このことにつきまして、何かありましたら運営委員長をお願いします。</p>
29番	<p>指名でございますので、運営委員会の状況をお話しさせていただきます。都市計画推進委員会委員の4名の選出でございますが、先般の改選時の平成23年7月20日に委員を選出してまだ1年も経過しておりません。皆様方のご賛同が得られれば、引き続き4名の方にお願ひし、できれば留任により選出してはと思います。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 「議第73号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」は、ただ今、運営委員長より提案がございましたが、現在の4名の委員に留任いただき決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第73号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」は、大東町は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>狩野幹美委員、加茂町は青木征温委員、木次町は橋本博委員、三刀屋町は白築美雄委員に決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第74号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第74号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△、地目は登記簿・現況とも田です。農用地区域内で面積は362㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「昭和前期の土地改良事業の際に交換分合が行われたが、その際に登記漏れとなっていたため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は譲渡人と同じです。土地代は無償で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△△他2筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿・現況とも畑が2筆です。農用地区域内で面積は合計2,877㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は、田は10アール当たり36,000円、畑は10アール当たり17,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>請番号3番、〇〇町〇〇△△△、地目は登記簿・現況とも田です。農用地区域内で面積は3,123㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんですが、現在は、〇〇市〇〇町の管財人〇〇法律事務所 弁護士□□□□さん、申請事由は、「資産を全て処分する必要があるため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は、10アール当たり100,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上3件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
会 長	<p>申請番号1番についてですが、昭和の初期に土地改良事業が行われ対等で交換分合がなされ、たまたま一方だけが登記漏れになっておりました。対等での交換でしたので土地代は無償です。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第74号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第74号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第75号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。「議第74号農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は495㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が一般個人住宅で、住宅1棟を建設されます。転用理由は、「住宅が老朽化し、建て替えしたいが宅地が狭く、また借地でもあり不便なため、申請地に建築する。」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員です。都市計画区域内の第1種住居地域に指定されておりまして、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、「原則許可することができる。」となっています。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△他1筆、地目は2筆とも登記簿・現況とも畑、面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で墓碑2棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地までの道は崩れており、斜面のきつい道を迂回しなければならず、自宅の近くに新設移転したい。」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は、急坂を上った山中にあるため、申請地を総廟の墓地に整備し移転したい。」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>農地区分・許可条項は申請番号2番と同じであります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△△、地目は登記簿は畑、現況は雑種地、面積は549㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が駐車場で駐車区画7台分を整備されます。転用理由は、「高齢により耕作が困難になったため、寺参拝者用の駐車場として整備したい。」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分・許可条項は申請番号1番と同じであります</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
3 5 番	<p>申請番号4番について、〇〇委員欠席ですので代わって説明させていただきます。始末書が付いておりますが、〇〇さんは転用手続きを知らずに自分の土地だから勝手に駐車場を整備されたようであります。「誠に申し訳ない。よろしく願います。」とのことでした。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第75号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第75号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第76号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の14ページからご覧ください。「議第76号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、登記簿は田で現況が宅地、面積は237㎡です。権利の種類は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は個人住宅1棟117㎡です。転用理由は「母屋が老朽化し、また家族も増えたため住宅が狭隘となり、申請地を借り受け住宅を新築したため。」</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ということで、始末書が出ていまして「昭和45年頃より一部を庭として使用していた。」ということです。農用地除外の事前了承が平成24年5月8日に出ております。賃料は無償で、確認は〇〇委員。貸付人と借受人は「同居しておられる親子関係であり無償」と伺っております。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,484㎡です。権利の種類は所有権移転で譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇町の□□□他を営んでおられる□□□□株式会社です。転用目的は資材置場と駐車場で、□□□□株式会社の子会社であります□□□□株式会社の職員駐車場駐車区画20台分を整備するものです。転用理由は「資材置場および子会社の□□□□株式会社の駐車場として利用するため申請地を譲り受けたい。」ということです。農用地区域外で都市計画区域の準工業地域に該当します。土地代は、10a当り300千円、確認は〇〇委員、〇〇委員。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域に定められている準工業地域内の農地である。」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる。」となっています。</p> <p>申請番号3番から申請番号5番は同じ案件です。ただし、貸付人が異なりますのでそれぞれ説明します。申請番号3番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は85㎡です。権利の種類は賃貸借で貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の有限会社□□□□です。転用目的は駐車場で駐車区画4台分を整備するものです。転用理由は「隣地で開発中の□□□□の駐車場として借り受けたい。」ということです。農用地区域外で都市計画法の近隣商業地域に該当します。賃料は、10a当り1,800千円、確認は〇〇委員。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域に定められている近隣商業地域内の農地である。」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる。」となっています。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は102㎡です。権利の種類は賃貸借で貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。借受人以下の内容につきましては、先ほどの申請番号3と同様ですので省略させていただきます。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は83㎡です。権利の種類は賃貸借で貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。借受人以下の内容につきましては、先ほどの申請番号3と同様ですので省略させていただきます。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△△-△、△△△-△、登記簿は畑で現況が墓地、面積は2筆で77.29㎡です。権利の種類は所有権移転で譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓碑1棟と管理地が70㎡です。転用目的は個人住宅1棟117㎡です。転用理由は「自宅近くに墓地を新設したい。また周囲を墓地管理地として利用したい。」ということで、始末書が出ていまして「平成11年頃より墓地として利用していた。」ということです。農用地域区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に該当します。土地代は、10a当り1,294</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>千円、確認は〇〇委員。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域に定められている第1種住居地域内の農地である。」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる。」となっています。</p> <p>申請番号7番から申請番号9番は同じ案件です。ただし、貸付人が異なりますのでそれぞれ説明します。申請番号7番、〇〇町〇〇△△△-△他3筆、地目は登記簿・現況とも田が3筆、登記簿は田、現況は畑が1筆です。面積は4筆で1,535㎡です。権利の種類は賃貸借で貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は店舗1棟940㎡です。転用理由は「貸店舗を建設し、株式会社□□□□がその店舗を借り上げて□□□□を運営する。」ということです。農用地区域外で都市計画法の近隣商業地域に該当します。賃料は、10a当り1,500千円、確認は〇〇委員、〇〇委員。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域に定められている近隣商業地域内の農地である。」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる。」となっています。補足ですが、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△につきまして、利用権の合意解約がなされております。これにつきましては、議案書の6ページの諸報報告・「合意解約届出の受理について」で説明したとおりです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿は田、現況は畑で、面積は778㎡です。権利の種類は賃貸借で貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん。借受人以下の内容につきましては、先ほどの申請番号7と同様ですので省略させていただきます。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿は田、現況は畑で、面積は425㎡です。権利の種類は賃貸借で貸付人は〇〇市〇〇の□□□□さん。借受人以下の内容につきましては、先ほどの申請番号7と同様ですので省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p> <p>議 長 2番 議 長 35番 議 長</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>申請番号4番について、先ほど説明がありましてとおりでございまして、家が古くなり家族も増えて住宅を新築する計画をされた際に調べられたところ、今回の計画地である田の一部を既に庭として転用し使用されていた次第です。転用手続きを知らずに勝手に整備されたようであります。申請人から「大変すみませんでした。よろしくをお願いします。」とのことでした。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>申請番号6番について、墓地の関係ですが、全く手続きをせずに「このような不始末をし大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いします。」とのことでした。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第76号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第76号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題77号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の19ページからご覧ください。「議題77号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。 今回の案件は7件申請されておりまして、大東町1件、加茂町1件、木次町2件、三刀屋町2件、吉田町1件であります。 いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町ごとに協議願います。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号5番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。14時55分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時42分から14時55分まで各町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号5番を除く案件についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
18番	加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
14番	木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
7番	三刀屋町ですが、議事参与の案件を除き妥当と判断しましたのでご報告いたします。
10番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>申請番号1番から4番、6番から7番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第77号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から4番、6番から7番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号5番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	それでは、申請番号5番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。
7番	許可妥当と判断いたしますので、よろしくお願いたします。
議長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第77号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号5番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第77号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号5番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。 〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。 なお、7月の総会は7月23日(月)午後1時30分から「加茂町かもてらす」で開催いたします。</p> <p>ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。</p> <p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】 (1)遊休農地の意向調査について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____